

# 序章 プランの趣旨と位置づけ

1 富士吉田市都市計画マスタープランとは	序-1
1-1 都市計画マスタープラン改定の背景・趣旨	序-1
1-2 都市計画マスタープランの位置づけと役割	序-1
1-3 都市計画マスタープランの構成等	序-4



# 序章 プランの趣旨と位置づけ

## 1 富士吉田市都市計画マスタープランとは

### 1-1 | 都市計画マスタープラン改定の背景・趣旨

- 平成14年の策定からまもなく20年が経過
- 本市の都市構造等に影響を与える計画が策定
- 本市を取り巻く社会経済状況の変化への対応

「富士吉田市都市計画マスタープラン」は、平成14年3月に策定し、その後、平成25年3月に見直しが行われました。

その後、平成28年3月に「富士吉田市景観計画」、同年「富士吉田市道路整備計画」、平成29年に「富士吉田市観光基本計画」等、市の都市構造等に影響を与える基本的な計画が策定され、さらに、平成30年3月には「第6次富士吉田市総合計画」を策定し、目指す将来の都市像を「富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る 活力創造都市 富士吉田」と掲げ、総合的かつ計画的なまちづくりを実施しています。

また、まもなく策定から20年を迎えるとともに、上記の市の基幹計画を反映させ、市を取り巻く様々な環境の変化に対応するため、これまでの都市計画マスタープランの進捗状況や社会経済状況の変化、時代の流れなど、富士吉田市を取り巻く状況を十分に認識したうえで、新たな課題を的確に把握・整理し、総合的・戦略的な視点に立ち、実効性の高いものとなるように、新たな都市計画マスタープランの策定を行うこととしました。

### 1-2 | 都市計画マスタープランの位置づけと役割

#### (1) 都市計画マスタープランの法的位置づけ

- 都市計画の最も基本となる方針です。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村が行う都市計画（土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業及び地区計画）の最も基本となる計画です。

#### 根拠法令：都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## (2) 都市計画マスタープランの位置づけ

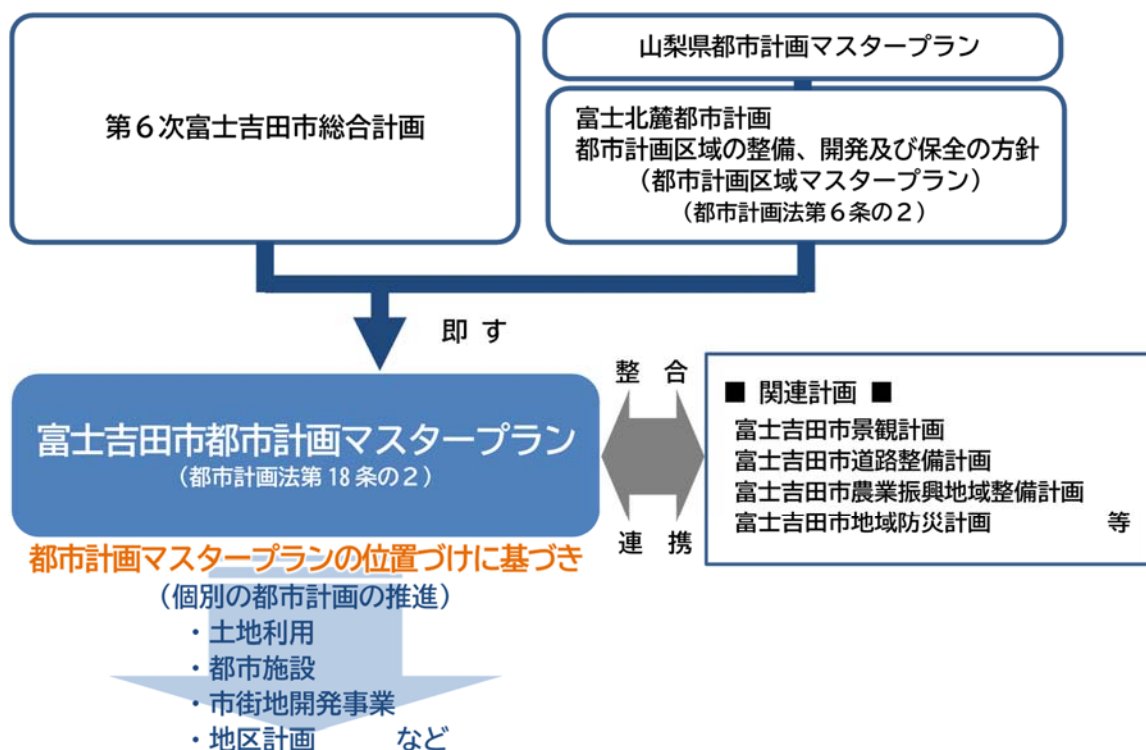
●都市計画マスタープランは、種々の上位計画に即し、また関係計画との整合を図る必要があります。

都市計画マスタープランの策定にあたっては、種々の上位計画に即していなければならないとともに、関係する他分野の計画との整合を図る必要があります。

上位計画としては、富士吉田市が策定する「総合計画」のほか、山梨県が策定する「都市計画区域の整備、開発、及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」等が代表的であり、「富士吉田市都市計画マスタープラン」はこれらに即したものでなければなりません。

また、関連計画としては「農業振興地域整備計画」などがあり、これらの他の政策分野による個別計画との整合を図っていく必要があります。

### ■ 都市計画マスタープランの位置づけ



### (3) 都市計画マスタープランの役割

- ① まちづくりの考え方の明確化
- ② 都市計画の決定・変更の際の根拠
- ③ まちづくりの担い手のための「まちづくりガイドライン」

#### ①まちづくりの考え方を明確にします。

都市計画マスタープランは、長期的な観点（概ね 20 年後の将来）から、将来目指すべき都市の姿を「将来都市像」として描き、将来都市像の実現に向けたまちづくりの考え方を明らかにするものです。

※道路の整備計画など、個別の具体的な事業内容を決めるものではありません。

#### ②都市計画の決定・変更の際の根拠となります。

都市計画マスタープランは、市町村が行う個別具体の都市計画（土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業及び地区計画）の決定や変更の際の根拠となるものです。

※都市計画マスタープランに位置づけられていることが、都市計画に関する事業を推進するための「第一歩」となります。

#### ③まちづくりの担い手のための「まちづくりのガイドライン」となります。

都市計画マスタープランは、市民・事業者・行政など、まちづくりの担い手の連携のあり方やまちづくりの進め方、また具体的な実現方策等を示した「まちづくりガイドライン」として共有・活用されるものです。

## 1-3 | 都市計画マスタープランの構成等

### (1) 都市計画マスタープランの対象区域

- 都市計画マスタープランの対象区域は、都市計画区域外を含む市域全域とします。

本市においては、市域 12,174ha のうち、富士山地域を除く 5,425ha の地域が、都市計画区域として指定されています。

基本的に、都市計画法は都市計画区域に適用されますが、富士吉田市の将来都市像を明らかにし、その実現に向けたまちづくりの考え方を示すには、市域の約半分を占める都市計画区域外における森林等の豊かな自然環境との共生が重要であり、これらの適正な保全やまちづくりへの活用の考え方を示す必要があります。

以上を踏まえ、「富士吉田市都市計画マスタープラン」では、[都市計画区域外を含む市域全域](#)を対象区域とします。

### (2) 目標年次

- 概ね 20 年後の令和 23 年（2041 年）を目標年次として設定します。

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであることから、長期的な見通しをもって定める必要があります。「富士吉田市都市計画マスタープラン」では、令和 4 年（2022 年）を基準とし、[概ね 20 年後の令和 23 年（2041 年）を目標年次](#)として設定します。

なお、中間年次となる令和 13 年（2031 年）を目途に見直しを行います。

### (3) 都市計画マスタープランの構成

- 「都市整備構想（全体構想）」、「地域別構想」及び「プランの実現に向けて」で構成します。

「富士吉田市都市計画マスタープラン」は、本プランの位置づけや本市を取り巻く環境、現況を踏まえ、都市づくりの課題を整理するとともに、「都市整備構想（全体構想）」、「地域別構想」及び「プランの実現に向けて」で構成します。

#### ①都市整備構想（全体構想）

市全体の都市づくりの目標や土地利用、市街地整備、交通体系等の部門別の方針を広域的な視点から明らかにします。

#### ②地域別構想

市内の 4 地域ごとに、各地域の実情を踏まえて、全体構想に基づき地域整備の方針を位置づけます。

#### ③プランの実現に向けて

本プランの実現に向けたまちづくりの進め方や具体的な実現方策などについて、基本的な考え方を示します。